

議案第17号 調布市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 国家公務員等の旅費に関する法律の主な改正内容（令和7年4月）

- (1) 旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅行代理店やクレジットカード会社等（旅行役務提供者）に旅費相当額を支払うことを可能とする規定に改正。
- (2) 宿泊費を定額支給から上限付き実費支給に変更し、上限は地域の実情等を勘案して宿泊費基準額（上限額）を定める規定に改正。
- (3) 現行の日当を宿泊手当に変更し、宿泊に伴う諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行について一夜当たりの定額を支給する規定を新設。
- (4) その他、パック旅行に要する経費として包括宿泊費の新設や特急料金の支給にかかる距離制限（片道100キロ以上）を廃止等。

2 本市の対応内容 法改正に準じ改正

3 宿泊出張における旅費の例 【標準的な1泊2日出張の場合】

	種目	現行	改正後	備考
特別職 市議会議員	宿泊料 → 宿泊費	上限16,000円	上限11,000円～27,000円（※1）	（※1） 宿泊地の都道府県による
	食料	最大2,200円（※2）	廃止	（※2） 宿泊料と食料の合計の上限16,000円
	日当 → 宿泊手当（※3）	6,000円	2,400円	（※3） 1日につき3,000円 → 1夜につき2,400円
	種目	現行	改正後	備考
職員	宿泊料 → 宿泊費	上限13,000円	上限8,000円～19,000円（※4）	（※4） 宿泊地の都道府県による
	食料	最大1,600円（※5）	廃止	（※5） 宿泊料と食料の合計の上限13,000円
	日当 → 宿泊手当（※6）	4,000円	2,400円	（※6） 1日につき2,000円 → 1夜につき2,400円

4 施行期日 令和8年4月1日